平成31年
3月1日
Vol. 70

役立つ情報と笑顔をお届け

発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

—リブレのゆかいな仲間たちがお送りする—

3分で読める！ リブレ速報 focus

お役立ち法律トリビア

4月からはじまる！ 年次有給休暇の（有休）義務化

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-213-0978
info@sapporo-libre.com

2019年4月から、年次有休休暇(以下 有休)のうち年5日は、使用者が時季を指定して有休を取得させることが会社としての義務になりました。昨今の過重労働を防止して、休むときはしっかり休んで生産性を上げるということです。全ての企業が対象なので企業の大小は関係なく、中小企業等への猶予もありませんのでご注意ください。

POINT 1

対象となる労者は？

年10日以上の有休休暇が付与される人
(パートなども含む)

※ただし、パートなどで年9日以下の有休休暇の人は対象とはなりません。

POINT 2

どうやって有休を管理したらいいの？

①個別式指定方式

従業員ごとに5日以上消化しているかをチェック
1. 5日未満になってしまいそうな従業員について希望日を聞く
2. 会社が指定

5日以上消化している従業員が多数を占める場合に適している

②計画年休制度の導入

会社が従業員代表との労使協定で、各従業員の有給休暇のうち5日を超える部分について、日にちを決めてしまう事ができる制度

計画年休制度で5日以上の有休休暇を付与すれば、5日以上は有休を消化させていることになる

方法
- 全社一斉に特定の日を有給休暇とする
- 部署ごとに有給休暇を取る日を決める
- 1人ずつ有給休暇を取る日を決める

5日以上消化していない従業員が多数を占める場合に適している

POINT 3

1人でも5日未満の労働者がいればOUT！

法律違反となりますので、必ず有休休暇対象の労働者に最低5日は有休を取得させる必要があります

違反した場合
6ヶ月以下の懲役 or 30万円以下の罰金

「使用者が時季を指定して」とはどういうこと？

有休が使用者に指定されちゃうの？！
有休って労働者の権利じゃないの？

いつ何日有休を取得するかは「時季指定権」といい、労働者が自由に決められるよ

じゃあなんで、「使用者が時季を指定」しちゃうの？

職場によっては気兼ねなどで有休をとれないこともあるよね

ふむふむ・・・

そういった場合に、会社側が従業員の有休を消化させるためにできた法律なんだよ

そうか！
じゃあ、自分の希望で有休を消化できる人は使用者から勝手に指定されることはないんだね！

そういうことだね。
もし、5日に満たない人がいる場合は
1.労働者から希望日を聞く
2.使用者が具体的な日付を指定
必ず5日を消化するんだよ

★労働者が自ら申し出て取得した日数は、この5日から差し引いてOK
★計画的付与(計画年休制度)の日数もこの5日から差し引いてOK

例を見てみよう！

Aさん：7日の有休を取得
→指定する必要はない
Bさん：計画年休制度で5日の有休を取得
→指定する必要はない
Cさん：3日の有休を取得
→使用者は2日を時季指定する必要がある
Dさん：1日の有休を取得
→使用者は4日を時季指定する必要がある

フリーコーナー

新しい仲間が増えました!!

今回は、1月1日から新たにリブレの仲間になった守田さんのことを皆様に知っていただけるように、ご紹介をさせていただきます！

生年月日
1990年4月15日(おうし座)

血液型 O型

ざっぱこまかいと思っています

出身 小樽生まれ
小樽育ち

オタモイに住んでいます！

学歴
龍谷学園双葉高等学校卒業
北海道工業大学
メディアデザイン学科卒業

仏教校のため毎朝礼拝10分！

DTMやドロー系ソフトをメインに

職歴
営業
アクサ生命保険株式会社
→大手社会保険労務士事務所
営業兼事務

モットー
行考主義!
やりながら
考えながら
チャレンジします！

もりた　たかゆき
守田　貴幸

仕事は自分の人生を豊かにするための手段であると考えています。関わる全ての人からの知識という頂き物感謝して、自らも価値を提供できるように仕事に励んでいきたいと思います。

趣味①
音楽鑑賞
邦ロック！
・LUNA SEA
・L'Arc~en~Ciel

趣味②
ゲーム
アクション！
モンハンやりましょう！

特技 **料理**
炒飯が得意です！
パラパラでもしっとりでも

士業を一生の仕事にしたいと考え、お客様に提供する価値を高めるという思いに共感し、この度札幌リブレ行政書士法務事務所のメンバーに加えて頂きました。まだまだ勉強中の身でございますので、何卒ご指導ご鞭撻賜われれば幸いでございます。

新しいメンバーが増えて新たな風が吹くことで、事務所の雰囲気などが変わることも楽しみですが、何より楽しみにしていることはみんなでやる「人狼」です。いつもやる時は誰が嘘をついているのかで白熱していますが、人数が増えれば増えるほど誰が嘘をついているのかが分かりづらくなって面白さが増すので、これからが楽しみです！

【事務所データ】
札幌リブレ行政書士法務事務所　（代表・行政書士　安田大祐）
住所：〒060-0032　北海道札幌市中央区北２条東３丁目２番２号マルタビル札幌9Ｆ
電話：011-213-0978　／メール：info@sapporo-libre.com　／HP：http://www.sapporo-libre.com

【取扱業務】

札幌リブレ　検索

①介護・福祉事業所の経営サポート！(就労継続支援A型/B型、児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問介護、通所介護など)
　□開業支援（法人設立・行政への指定申請・融資支援・助成金）
　□開業後の顧問サービス（相談顧問/指定基準メンテナンス/レセプト請求代行/労務顧問・給与計算）
②起業支援/企業支援（法人設立・許認可申請・融資支援・補助金・助成金）